工場立地法の届出内容に変更はありませんか?



変更の届出が必要な場合

- 製品の変更
- ・ 敷地面積の変更
- ・生産施設面積の変更(増加)
- -緑地、環境施設の面積の変更(減少) など

《よくある事例》

- ・隣接地を購入して、工場の敷地を拡大する
- ・増産のため、敷地内に工場を増設する
- 従業員が増えたため、緑地を潰して駐車場にする
- ・事業承継により会社名を変更する など

※軽微な変更は届出不要です

- 【例】 ・生産施設、緑地の面積の変更を伴わない建築面積の変更
 - ・生産施設の撤去、緑地又は環境施設の増加 など
- ※届出対象かどうかご不明な場合は、ご相談ください。

内容

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上(敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積の合計3,000㎡以上)の工場等を新設又は変更する際に、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、原則として、工場の新設又は変更にあたって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建設工事等は開始できません。

なお、必要と認められる範囲で実施制限期間の短縮が認められます。実施制限期間の短縮は、30日を目途とします。

※詳細については市ホームページをご参照ください。



小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課 小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-76-1135(直通) FAX 0568-75-8283

E-MAIL kigyosuishin@city.komaki.lg.jp